

湖 西 市 水 防 計 画

令和 6 年 2 月

湖 西 市 防 災 会 議

目次

第1章	総 則	1
第1節	目的.....	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等.....	2
第2章	水防組織及び事務	4
第1節	水防本部設置前の配備体制.....	4
第2節	水防本部の設置	4
第3節	水防本部の廃止等.....	5
第3章	重要水防箇所等	6
第1節	重要水防箇所.....	6
第2節	その他水防上重要かつ密接な関係を有するもの	6
第3節	水防上注意を要する水門等.....	6
第4章	避 難	8
第1節	避難の指示	8
第2節	警戒区域の設定	9
第3節	避難のための立退き計画	10
第5章	決壊等の通報及び決壊後の処置	11
第1節	決壊等（被害情報）の通報（法第25条）	11
第2節	決壊後の処置（法第26条）	11
第6章	水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送	12
第1節	水防用資機材及び設備の整備	12
第2節	輸送路の確保	12
第7章	通信連絡	13
第1節	水防通信連絡.....	13
第8章	水防等に関する予警報	14
第1節	静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報.....	14

第2節	津波警報、注意報の種類	14
第3節	水防に関する予警報	14
第4節	気象予警報等の情報収集	18
第9章	水防活動	19
第1節	水防時の配備基準	19
第2節	雨量の監視	19
第3節	監視及び警戒とその措置	19
第4節	水防作業	20
第5節	水防信号及び水防標識	20
第6節	水防配備の解除	21
第10章	協力応援	22
第1節	水防管理団体相互の協力及び応援	22
第2節	自衛隊の応援要請の要求	22
第3節	警察官の出動要請	22
第11章	水防てん末報告	23
第12章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	24
第1節	水防計画	24
第2節	水防訓練	24
第13章	そ の 他	25
第1節	費用負担及び公用負担	25
第2節	公務災害補償	26

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内の河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む）による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

この水防計画書における用語の定義は、以下のとおりである。

1 湖西市水防本部

市の地域に係る水防を総括するため設置するもので、水防に関係の深い部、課で編成し、湖西市防災センター又は湖西市役所内に置くものをいう。

また、水防本部は災害対策本部でもある。

2 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市をいう。

3 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

4 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体の長である市長をいう。

5 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市にあっては消防長をいう。

6 湖西市災害対策本部（災害対策基本法第 23 条の 2）

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速、かつ、強力的に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

7 水防協力団体（法第 36 条第 1 項）

次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体で、申請により水防協力団体として指定されたものをいう。

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

- (3) 水防に関する状況又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法に基づき、おのこの次のように規定されている。

1 水防管理団体の責任（法第3条）

水防管理団体たる市は、おのこのその管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団の整備（法第5条）
- (3) 水防団等の公務災害補償（法第6条の2）
- (4) 水防倉庫、資機材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (6) 平常時における河川、遊水池、海岸等の巡視（法第9条）
- (7) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
- ロ 水防団の出動体制の確保（法第17条）
- ハ 通信網の点検
- ニ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ホ 雨量観測の的確な実施
- ヘ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25、26条）
- ト 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使（法第28条）
- チ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）
- リ 警察官の出動要請（法第22条）
- ヌ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ル 自衛隊の出動依頼（知事を経由する 自衛隊法第83条）
- ヲ 水防解除の指示
- ワ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備（法第5条）
- (2) 水防計画の樹立（法第33条第1項）

市の水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

- (3) 水防計画の県知事への届出（法第 33 条第 2 項及び第 3 項）
- (4) 水防計画を定め、または変更しようとするときは、市防災会議に諮るとともに県知事に届け出る。
- (5) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第 33 条第 3 項）
- (6) 消防機関との水防訓練（法第 32 条の 2）
- (7) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第 34 条）
- (8) 水防協議会を置かない指定水防管理団の市防災会議への諮問（法第 33 条）
- (9) 水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第 34 条）

2 放送局、西日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任（法第 27 条）

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力をしなければならない。

3 一般住民の義務（法第 24 条）

常に気象情報、水防状況等に注意し水防管理者の要請のある場合又は水害が予想される場合は進んで水防活動に従事するよう努めなければならない。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員及び消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員及び消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員及び消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員及び消防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

第2章 水防組織及び事務

水防管理者（市長）は、水防に関係のある気象の注意報、警報等により、本市に水害の発生の恐れが生じたときは、水防事務を処理するため、湖西市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

第1節 水防本部設置前の配備体制

水防本部設置前の配備体制は事前配備体制、1次配備体制、2次配備体制のいずれかとする。

1 配備基準

水防本部設置前の配備体制は、資料 表2-1＜配備体制及び配備基準表＞で定める情報収集体制であり、その基準は次のとおりである。

- (1) 湖西市に大雨、洪水、暴風雨、暴風雪、高潮の各警報が発表されたとき
- (2) 静岡県に津波注意報又は警報が発表されたとき
- (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表された場合
- (4) その他の状況により、危機管理監又は危機管理課長が対応の必要性を認める場合

2 活動の内容

関係部課等が積極的に水防情報の収集及び河川、排水路等並びに既往の災害箇所の巡視警戒にあたるとともに、必要な処置を行う。

第2節 水防本部の設置

1 水防本部の設置基準

水防管理者（市長）は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険がなくなるまでの間、水防本部を設置し、水防本部長として水防本部を統括する。

水防本部の設置基準は、資料 表2-1＜配備体制及び配備基準表＞で定める配備体制であり、その基準は次のとおりである。

- (1) 特別警報が発表されたとき
- (2) 警報（大雨、洪水、暴風雨、暴風雪、高潮）が発表され、災害の発生の恐れがあると判断されたとき
- (3) 津波注意報又は警報が発表され、災害の発生の恐れがあると判断されたとき
- (4) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ水防本部長が対応の必要性を認める場合
- (5) その他の状況により水防本部長が指令したとき

2 水防本部の設置

- (1) 湖西市防災センター又は湖西市役所内に水防本部を設置する。
- (2) 水防本部の庶務は危機管理課において処理する。

3 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織は、資料 表 2 - 2 <水防本部編成図>のとおりとし、事務分掌は資料 表 2 - 3 <水防本部における事務分掌>の定めるところによる。

- (1) 水防本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 水防副本部長は、副市長をもって充てる。
- (3) 水防本部員は、水防を所掌する関係部長をもって充てる。
- (4) 各班の班長には、水防を所掌する関係課長をもって充てる。

第3節 水防本部の廃止等

1 水防本部の廃止

水防本部長（市長）は、水害応急対策が完了したと認めたとき、被害がなく河川水位が氾濫注意水位以下に至ったとき又は氾濫注意水位以上であっても水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部を廃止する。

第3章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

市内の主要河川は、資料 表3-1〈主要河川の概況〉及び資料 表3-2〈主要河川水系図〉のとおりである。「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいい、市内の2級河川及び海岸等のうち重要水防箇所は、資料 表3-3〈重要水防箇所一覧表〉及び資料 表3-4〈土石流危険渓流一覧表〉のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。

第2節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するもの

1 たん水注意箇所

時間雨量 50mm 及び異常潮位によるたん水注意箇所は、資料 表3-5〈たん水注意箇所一覧表〉のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めなければならない。

2 水防上特に重大な影響をもつ橋梁

水防上特に重大な影響をもつ橋梁は、資料 表3-6〈水防上重大な影響のある橋梁一覧表〉のとおりである。

第3節 水防上注意を要する水門等

水防上重要な水門等は、資料 表3-7〈水防上注意を要する水門等一覧表〉のとおりである。

1 管理

- (1) 水防管理者（市長）は、水防上重要な水門等の規模、能力等を熟知するとともに、緊急時に対処できる応急対策を確立する。
- (2) 水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

2 操作

水門等の管理者は、水防時において気象警報・注意報等を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、適正操作を図り、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ、水防管理者（市長）に報告する。

ただし、河口部及び海岸部の水門等については、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、適正操作を図る。

第4章 避難

第1節 避難の指示

1 避難の指示

洪水又は高潮等により、住民に著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防本部長（市長）は危険地域の住民に対し、立退きの指示をする。

避難の指示をする場合を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 河川が警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき
- (2) 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (3) 豪雨、台風、高潮、津波等災害に関する警報又は通報があり避難を要すると判断されるとき

2 避難の指示の周知徹底

水防本部長（市長）は、危険地域の自主防災会、住民及び事業所等に対し、同報無線、広報車（消防団車両を含む。）等により次の事項を周知徹底する。その際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等、特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）への的確な情報提供に配慮するよう努める。

ア避難の指示の主旨

イ避難の指示が出された地域名

ウ避難所（所在地、名称）

エ避難経路及び誘導方法

3 避難誘導

避難にあたっては、自主防災会等の避難誘導のもとに、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）の保護を優先するなど、避難行動要支援者に配慮した避難誘導を実施する。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、消防団員を配置するほか警察官と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求める。

4 避難所の管理、運営

- (1) 避難所内の混乱を防止し、安全、かつ、適切な管理を図るため、避難所に避難所支援班（市職員）を配置する。
- (2) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。
- (3) 避難所の安全管理のため収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。
- (4) 常に水防本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に伝えて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

- (5) 河川の氾濫の状況、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。
- (6) 避難所に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (7) 給食、給水その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切、迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないように努める。
- (8) 避難所の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。

5 避難場所等

- (1) 重要水防箇所に対する避難所は、資料表 4－1 <重要水防箇所に対する避難所等一覧表>のとおりである。ただし、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に収容しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して野外に建物を仮設し、又はテントを設営するなどの措置をとる。
- (2) 避難所として使用する土地建物は、公私の区別なく使用前に管理者（所有者）に協議し、使用承諾を得る。また、避難所の設備・備品（水道、ガス、電気、電話）等についても同様とする。

6 福祉避難所、2 次的避難所

市は、2 次的な避難所への避難を要する要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、市は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。

7 知事等への報告

水防本部長（市長）は、立退きを指示をする場合及び避難所を開設する場合には、指示の別、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録し、直ちに所轄する警察署長へ報告するとともに、静岡県浜松土木事務所長を経由して県知事へその旨を報告しなければならない。

第 2 節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

洪水又は高潮等により著しい危険が切迫している場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、水防本部長（市長）は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

2 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第3節 避難のための立退き計画

水防管理者（市長）は、避難所として適当な施設について十分調査し、当該区域を所轄する警察署長及び関係者と事前に協議の上、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じる。

第5章 決壊等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

1 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長は、速やかに一般住民、所轄水防区長（静岡県浜松土木事務所長）、所轄警察機関及び隣接水防管理者に通報する。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努める。

2 隣接水防管理者からの通報に対する処置

水防管理者（市長）は、前記1の通報を受けたときは、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報する。

第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所については、水防管理者（市長）、消防団長、消防機関の長、静岡県水防本部長（県知事）及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

第6章 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 水防用資機材及び設備の整備

1 水防倉庫、水防用資機材整備

水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資機材の整備状況は資料 表6-1 <水防倉庫及び水防用資機材備蓄一覧表>のとおりである。

なお、水防倉庫及び水防用資機材は、地震対策用防災倉庫及び防災用資機材を兼用する。

2 水防用資機材等の調達

水防管理者（市長）は、資機材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農業協同組合などの資機材保有業者等の保管数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充する。

3 県への要請

水防管理者（市長）は、水防用資機材について緊急調達してもなお不足をきたした場合には、静岡県浜松土木事務所長に要請する。

第2節 輸送路の確保

1 輸送経路の選定

非常の際、水防用資機材、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路等についてあらかじめ定める。

2 迂回路の設定

災害時において、道路冠水等により交通の途絶が予想される主要輸送道路等については、あらかじめ迂回路を設定する。

第 7 章 通信連絡

第 1 節 水防通信連絡

水防本部長（市長）は、水防時において情報及び連絡が迅速、かつ、的確に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

1 通信連絡の基本系統

水害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合における必要な情報の収集又は通報のための通信系統は、資料 表 7－1 <水防時における通信連絡基本系統図>のとおりである。

2 通信連絡方法

通信連絡方法は、防災行政無線、消防無線、有線電話、ファクシミリ、MCA 無線、衛星携帯電話等を利用する。

なお、詳細は資料 表 7－2 <水防関係機関の電話一覧表>、資料 表 7－3 <湖西市防災行政無線一覧表>及び資料 表 7－4 <湖西市消防無線局一覧表>のとおりである。

3 災害時優先電話

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到するため、西日本電信電話株式会社（N T T）では、一般の通話に対して規制を行う。災害時優先電話とは、こうした規制の対象とならない特別な指定を受けている電話のことである。

災害時優先電話の指定にあたっては、N T Tにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めっているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第8章 水防等に関する予警報

第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する警報等の種類及び発表基準は、資料 表8-1＜静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準＞のとおりである。

2 気象等の注意報及び警報伝達等系統（津波注意報、警報は除く。）及び周知方法

水防活動のために発表する警報等の伝達系統は、資料 表8-2＜気象等の注意報及び警報伝達系統図＞により行い、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努める。

第2節 津波警報、注意報の種類

1 津波警報等の種類及び内容

気象業務法の規定に基づき、気象庁本庁は静岡県沿岸で予想される津波の高さについて次の津波警報等を発表する。

- ・大津波警報：津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表。
- ・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・津波予報：津波の心配がない場合や若干の海面変動が予想されるが災害のおそれがない場合に発表。

また、予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、まず予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で非常事態であることが発表され、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類は、資料 表8-3＜津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ＞のとおりである。

2 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、資料 表8-4＜津波警報等の伝達系統図＞により行い、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努める。

3 津波注意報及び警報標識

津波注意報及び津波警報に係る標識（鐘、サイレンによる伝達）は、資料 表8-5＜津波注意報及び警報標識＞のとおりである。

第3節 水防に関する予警報

1 「水防活動」の気象注意報、気象警報等

流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通省又は県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同して洪水予報を発表する。

国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同で洪水予報を発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。

なお、本市において洪水予報河川及び区域は指定されていない。

【静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

水系名	河川名	区域
都田川水系	都田川	左岸 静岡県浜松市浜名区都田町 3725-9 番地先から 浜松市浜名区細江町中川 5622-4 番地先まで
		右岸 静岡県浜松市浜名区都田町 4614 番地先から 浜松市浜名区細江町気賀 118-4 番地先まで

(※県水防計画書 第10章 第2節 3「都田川水系都田洪水予報計画」より抜粋)

2 水防警報

洪水、津波又は高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められたときに、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。

国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。

なお、本市において対象となる河川又は海岸は指定されていない。

3 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報

洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市の避難の目安となる水位である。

本市において氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は指定されていない。

【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

河川名	区 域		区域延長
都田川	幹川	左岸 浜松市浜名区細江町中川（落合橋）～浜名湖合流点 右岸 浜松市浜名区細江町気賀（落合橋）～浜名湖合流点	2,000m
	支川 （井伊谷川）	左岸 浜松市浜名区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点～都田川合流点 右岸 浜松市浜名区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点～都田川合流点	3,200m
	支川 （釣橋川）	左岸 浜松市浜名区三ヶ日町只木川名宮川合流点下流～猪鼻湖合流点 右岸 浜松市浜名区三ヶ日町福長川名宮川合流点下流～猪鼻湖合流点	3,400m

（※県水防計画書 第12章 第2節 1「水位周知河川における水位到達情報」より抜粋）

4 水位の観測及び雨量観測

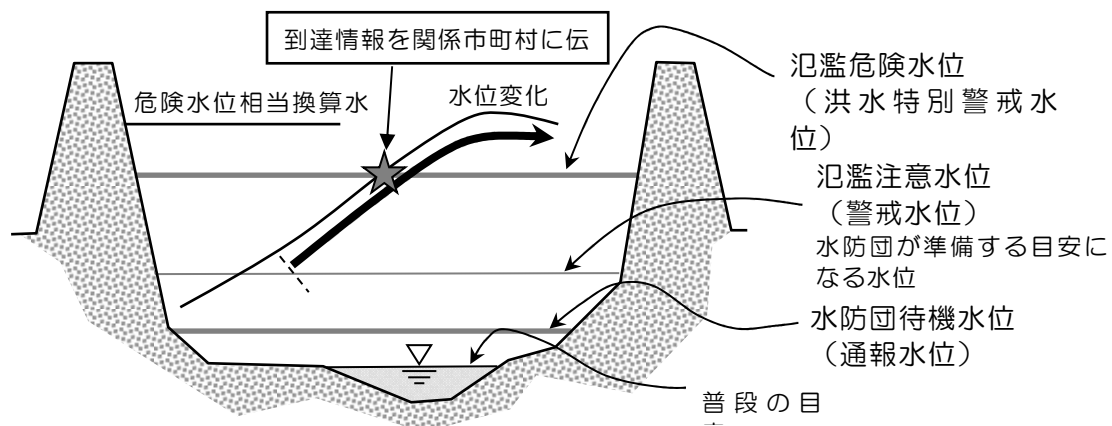
水位の観測及び雨量の観測地点については以下のとおりである。

県は、水位が水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、水防管理者等に通報する。

【水位観測所一覧】

観測所	流域 河川	大字	水位		種別	観測 区間	観測	
			水防団待機	氾濫注意水位			所属	電話
浜名港	都田川	新居	1.20	1.50	自記 (テ レ)	定時	浜松土木	053-458 -7268
瀬戸	都田川	横山	1.50	2.00	〃	〃	〃	〃
笠子川	笠子川	吉美	(1.40)	(2.10)	〃	〃	〃	〃

（※県水防計画書 資料編 別表（第14表）より抜粋）



(※県水防計画書 第12章 第2節「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準」より抜粋)

【雨量観測所一覧】

観測所	水系名	河川名	所在地	テレメーター	観測者
新居	都田川	都田川	湖西市新居町新居	○	浜松土木事務所
湖西	都田川	笠子川	湖西市吉美	○	浜松土木事務所

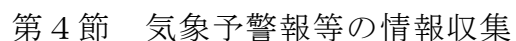
5 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

県又は市は、県又は市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

6 高潮特別警戒水位の水位到達情報

県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(1) 県管理河川の場合



1 気象情報

2 雨量・河川水位

川の水位情報 <https://k.river.go.jp/>

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp>

気象庁 <http://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/tide/suisan/>

第9章 水防活動

第1節 水防時の配備基準

1 市の配備体制

水防本部長（市長）は、水防に係る配備の必要を認めたときは、水防配備体制を指令する。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、常時勤務から水防配備体制への移行を迅速、かつ、確実に行うため資料 表2-

1 <配備体制及び配備基準表>により行う。

2 消防団の非常配備

水防本部長（市長）が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、具体的には、資料 表9-1 <消防団に対する非常配備基準>の基準により配備につく。ただし、津波の場合等、配備団員の安全確保を図らなくてはならない。

(1) 水防本部長自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに静岡県浜松土木事務所長を経由して静岡県水防本部長（県知事）に報告する。

(2) 静岡県水防本部又は国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所、静岡県浜松土木事務所より警報又は指令を受けた場合

(3) 緊急にその必要があるとして静岡県水防本部長（県知事）からの指示があった場合

第2節 雨量の監視

1 雨量観測所

市内の雨量観測所は、湖西市水防計画 第8章 第3節 4「水位の観測及び雨量観測」のとおりである。

2 雨量の監視

雨量は、インターネットサイト「サイポスレーダー (<http://sipos.pref.shizuoka.jp/>)」で監視をするとともに、必要に応じ関係機関より雨量情報を補う。

第3節 監視及び警戒とその措置

1 監視

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者

に連絡して必要な措置を求めなければならない。

市内の水位観測所は、湖西市水防計画 第8章 第3節 4「水位の観測及び雨量観測」のとおりである。

2 警戒

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき又は気象等の悪化が予想されるときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視にあたらせる。

なお、異常を発見した場合は、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡するとともに水防活動を開始する。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団員及び消防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 水防信号及び水防標識

1 水防信号及び水防標識

水防法第20条の規定による水防信号及び水防法第15条の7の規定による水防標識は、資料 表9－2＜水防信号及び水防標識＞のとおりである。

第6節 水防配備の解除

1 市の水防配備の解除

水防本部長（市長）は、静岡地方気象台、国土交通省浜松河川国道事務所の情報及び県からの通知などにに基づき、市域における水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知する。

なお、配備の解除を発令したときは、静岡県浜松土木事務所長を経由して静岡県水防本部長（県知事）に報告する。

2 水防団及び消防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長（市長）が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員及び消防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 章 協力応援

第 1 節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 応援の要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第 23 条）

2 要請に対する協力

応援を求められた水防管理者又は市長若しくは消防長は、自らの水防に支障のない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行う。

3 応援協定の締結

水防管理者は、隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定を締結する。

第 2 節 自衛隊の応援要請の要求

水防管理者は、水防上必要があるときは、県知事に対し自衛隊の派遣について要請を要求する。

第 3 節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第 22 条）

第 1 1 章 水防てん末報告

水防管理者は、洪水、高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項を取りまとめ、資料 表 1 1 - 1 <水防管理団体水防活動実施報告書>により、水防活動実施後 10 日以内に静岡県浜松土木事務所を経由し、静岡県水防本部長（県知事）に報告する。

1 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動を実施した河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防活動実施報告作成上の注意事項

- (1) 水防を行った箇所ごとに作成すること。
- (2) 箇所ごとの報告書に集計表を添付し、3 部提出すること。
- (3) 集計表は、資料 表 1 1 - 1 <水防管理団体水防活動実施報告書>の様式を使用し、水防実施箇所欄には、箇所数のみを記入すること。
- (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000 以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

第 1 2 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画

1 水防計画の策定

- (1) 静岡県水防計画に基づき毎年策定し、県知事と協議する。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してできる限り具体的に策定し、一般住民に周知するよう努める。

2 水防計画の配布

水防計画を定めたときは、関係機関に配布する。

第 2 節 水防訓練

1 水防訓練の実施

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により消防機関と水防訓練を実施し、訓練要領は、静岡県浜松土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定める。

2 水防協力団体との連携

水防協力団体は、水防組織及び消防機関が実施する水防訓練に参加する。

第 1 3 章 そ の 他

第 1 節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防に要した費用は、水防管理団体が負担する。

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを求める。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第 28 条第 1 項)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、図 1 のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書			
湖西市消防団第〇〇分団長			
何		某	
右の者	の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の規定の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日	
湖西市長		氏 名	印

図 1. 公用負担権限委任証明書

4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、図2のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

公用負担命令書									
第	号	目的物	種類	員数					
		負担内容	使用	収用	処分				
年	月	日							
			湖西市長	氏	名	印			
			事務取扱者	氏	名	印			
			殿						
----- 切取線 -----									
第	号	受領書							
		公用負担命令書							
		右受領した							
		年	月	日					
			湖西市長	氏	名	印			
			殿						

図2. 公用負担命令書

5 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使した場合、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。(法第28条第2項)

第2節 公務災害補償

水防団員及び消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり又は公務による負傷若しくは病気により死亡し若しくは障害の状態となったときは、条例の定めるところにより損害を補償する。(法第6条の2)

湖 西 市 水 防 計 画

資 料 編

目次

表2-1	配備体制及び配備基準表	- 1 -
表2-2	水防本部編成図	- 2 -
表2-3	水防本部における事務分掌	- 5 -
表3-1	主要河川の概況	- 10 -
表3-2	主要河川水系図	- 11 -
表3-3	重要水防箇所一覧表	- 12 -
表3-4	土石流危険渓流一覧表	- 12 -
表3-5	たん水注意箇所一覧表	- 12 -
表3-6	水防上重大な影響のある橋梁一覧表	- 12 -
表3-7	水防上注意を要する水門等一覧表	- 13 -
表4-1	重要水防箇所に対する避難所等一覧表	- 13 -
表6-1	水防倉庫及び水防用資機材備蓄一覧表	- 14 -
表7-1	水防時における通信連絡基本系統図	- 15 -
表7-2	水防関係機関の電話一覧表	- 15 -
表7-3	湖西市防災行政無線一覧表	- 16 -
表7-4	湖西市消防無線局一覧表	- 21 -
表8-1	静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準	- 24 -
表8-2	気象等の注意報及び警報伝達系統図	- 25 -
表8-3	津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ	- 25 -
表8-4	津波予報等の伝達系統図	- 30 -
表8-5	津波注意報及び警報標識	- 31 -
表9-1	消防団に対する非常配備基準	- 31 -
表9-2	水防信号及び水防標識	- 32 -
表11-1	水防管理団体水防活動実施報告書	- 34 -

表 2 - 1 配備体制及び配備基準表

湖西市災害対応マニュアル（令和6年4月1日時点）より

別紙 1 配備体制及び配備基準表

区分	体制	配備基準	配 備 体 制		配備解除
			配備体制責任者	配備要員	
対策室設置	事前配備体制	○ 気象警報（波浪警報を除く）・津波注意報発表時 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時※別紙8 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時※別紙8 ○ 市内震度4の地震発生 ○ その他危機管理課長が対応の必要性を認める災害（大火災、原子力災害、大規模事故、テロ、パンデミックなど）	第1責任者 危機管理課長 第2責任者 危機管理課課長代理 第3責任者 危機管理課係長	危機管理課職員	気象警報等の解除又は危機管理課長の判断により解除
	第1次配備体制	○ 事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、かつ危機管理課長が対応の必要性を認める場合※別紙8 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時※別紙8	第1責任者 危機管理課長 第2責任者 対策事案担当課長 第3責任者 危機管理課課長代理	統制班 通信・情報班 広報班 対策事案担当各班 以下必要に応じて 水防対策班 (40歳以下男性) 災害対策班 生活対策部 道路河川対策班 農水対策班	危機管理課長の判断により解除
対策部設置	第2次配備体制	○ 静岡県に津波警報が発表された場合※特命配備（避難所支援班は避難所を開設） ○ 市内震度5弱の地震発生 ○ 市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、かつ危機管理監が対応の必要性を認める場合※別紙8 ○ 第1次配備体制では対応が困難な災害 ○ その他危機管理監が対応の必要性を認める災害、テロ等	第1責任者 危機管理監 第2責任者 危機管理課長 第3責任者 対策事案担当部長	統制班 通信・情報班 広報班 以下必要に応じて 対策事案担当部長 対策事案担当各班 水防対策班 (40歳以下男性) 災害対策班 生活対策部 道路河川対策班 農水対策班	危機管理監の判断により解除
対策本部設置	第3次配備体制	○ 特別警報が発表された場合 ○ 市内に土砂災害警戒情報が発表され、かつ市長が対応の必要性を認める場合 ○ 市内震度5強以上の地震の発生 ○ 静岡県に大津波警報が発表された場合 ○ 第2次配備体制では対応が困難な大規模災害 ○ その他市長が対応の必要性を認める災害、テロ等	第1責任者 市長（本部長） 第2責任者 山本一敏副市長（副本部長） 第3責任者 鈴木典之副市長（副本部長）	全職員動員	市長（本部長）判断により解除（復興・復旧本部へ移行）

※全職員及び各班員には再任用職員を含むが、会計年度任用職員は含まない。

表 2－2 水防本部編成図

1 水防本部 副本部長

(湖西市災害対策本部条例第4条)

No.	役 職 名
1	山本一敏副市長
2	鈴木典之副市長

2 水防本部 本部員

(湖西市災害対策本部条例第3条第3項)

No.	役 職 名
1	危機管理監 (統制部長)
2	健康福祉部長 (救護対策部長)
3	教育次長 (生活対策部長)
4	総務部長 (総務対策部長)
5	環境部長 (環境対策部長)
6	都市整備部長 (都市対策部長)
7	産業部長 (物資対策部長)
8	企画部長 (情報対策部長)
9	こども未来部長 (こども対策部長)

3 連絡員

各部・各班から情報を収集し、収集した情報を整理し、本部員が意思決定を行うための情報伝達及び意見具申を行う。

連絡員は本部員があらかじめ各3名(ただし、こども対策部については2名とする。)を指名するが、必要に応じ、代理の者を指名することができる。

No.	役 職 名
1	救護対策部連絡員
2	生活対策部連絡員
3	総務対策部連絡員
4	環境対策部連絡員
5	都市対策部連絡員
6	物資対策部連絡員
7	こども対策部連絡員
8	その他、本部長が災害に応じて指名したもの

4 関係機関リエゾン

関係機関から連絡幹部(リエゾンオフィサー)を市災害対策本部に派遣してもらい、関係機関本部と直接情報伝達を行う。市災害対策本部からの要請を関係機関本部に伝達するとともに、関係機関が必要とする市の被災状況等情報収集を行う。

No.	関 係 機 関 名
1	湖西市消防本部
2	湖西市消防団
3	静岡県警察本部(湖西警察署)
4	陸上自衛隊
5	その他、本部長が災害に応じて指名したもの

なお、市災害対策本部が、災害対応を行う上で必要と判断した場合、各関係機関の長又は各関係機関の長が指名した者を市災害対策本部に招集することができる。

また、各関係機関の長が、災害対応を行う上で必要と判断した場合、市災害対策本部長の許可を得て、市災害対策本部へ参加することができる。

5 班長・副班長

湖西市災害対応マニュアル（令和6年4月1日時点）より

部	班	班長	副班長
統制部	統制班	危機管理課長	班長が指名した者※
	通信・情報班	企画政策課長	議会事務局長
	総務班	総務課長	班長が指名した者※
情報 対策部	広報班	秘書広報課長	班長が指名した者※
	記録班	文化観光課長	班長が指名した者※
	ネットワーク管理班	D X推進課長	班長が指名した者※
	外国人支援班	市民課長	班長が指名した者※
救 護 対策部	救護班	健康増進課長	こども未来課長
	要支援者対策班	高齢者福祉課長	班長が指名した者※
生 活 対策部	避難所支援班	教育総務課長	学校教育課長
	ボランティア受援班	スポーツ・生涯学習課長	班長が指名した者※
総 務 対策部	会計財政班	財政課長	会計管理者
	調査班	税務課長	班長が指名した者※
	庁舎車両管理班	資産経営課長	契約検査室長
環 境 対策部	給水班	水道課長	班長が指名した者※
	下水道班	下水道課長	班長が指名した者※
	遺体対策班	環境部理事	環境課長
	廃棄物対策班	廃棄物対策課長	班長が指名した者※
都 市 対策部	道路河川対策班	土木課長	班長が指名した者※
	住宅対策班	建築住宅課長	都市計画課長
物 資 対策部	農水対策班	産業振興課長	班長が指名した者※
	物資対策班	保険年金課長	班長が指名した者※
こども 対策部	園児対策・託児班	こども政策課長	幼児教育課長

6 編成図

湖西市災害対応マニュアル（令和6年4月1日時点）より

本部		班（人数※2）	所属（人数※2）	主な活動場所（参考）	関連団体
本部長 ◎市長 副本部長 ◎山本一敏 副市長 ◎鈴木典之 副市長 ◎教育長	統制部 ◎危機管理監	統制班 10	危機管理課 10	防災センター本部内他	消防本部 消防団 湖西警察署 陸上自衛隊
		統制班（受援担当） 3	総務課 行政係 3		
		通信・情報班 14	企画政策課 7 議会事務局 5 監査委員事務局 2		
		総務班 8	総務課 人事係 7		
	情報対策部 ◎企画部長	広報班 6	秘書広報課 5	執務室 他	
		記録班 12	文化観光課 12		
		ネットワーク管理班 6	D X推進課 6		
		外国人支援班 5	市民課 協働共生係 4		
	救護対策部 ◎健康福祉部長	救護班 41＋病院	健康増進課 14 こども未来課 20 高齢者福祉課 7 市立湖西病院	救護所開設 ・新居幼稚園遊戯室 ・湖西病院前 ・浜名病院前 救護病院開設 ・湖西病院 ・浜名病院	湖西市医会 浜名歯科医師会 浜松市薬剤師会湖西地区 浜名病院
		要支援者対策班 23	地域福祉課 16 高齢者福祉課（※1）7		
	生活対策部 ◎教育次長	避難所支援班 53	教育総務課 10 学校教育課 19 スポーツ・生涯学習課 生涯学習係 5 スポーツ推進係 4 図書館 7 新居支所 8	避難所開設 ・各小中学校 ・新居幼稚園 ・湖西高等学校 ・浜名特別支援学校 ・アメニティプラザ	自治会 自主防災会
		ボランティア受援班 4	スポーツ・生涯学習課 センター係 2 市民課 西部市民サービスセンター所属 1	拠点開設準備 ・西部地域センター 他	湖西市社会福祉協議会 災害ボランティア等
	総務対策部 ◎総務部長	会計財政班 11	財政課 5 会計課 6		
		調査班 22	税務課 22		
		庁舎車両管理班 9	資産経営課 6 契約検査室 3	本部内 他	
	環境対策部 ◎環境部長	給水班 12	水道課 12		
		下水道班 9	下水道課 9		
		遺体対策班 19	環境課 12 市民課 市民係 7	勤労者体育センター	湖西市医会 湖西警察署
		廃棄物対策班 10	廃棄物対策課 10		
	都市対策部 ◎都市整備部長	道路河川対策班 17	土木課 17		
		住宅対策班 21	建築住宅課 7 都市計画課 14		
	物資対策部 ◎産業部長	農水対策班 7	産業振興課 農業水産振興係6		
		物資対策班 20	産業振興課 農業水産振興係以外 9 保険年金課 11	アメニティプラザサブアリーナ 他	
	こども対策部 ◎こども未来部長	園児対策・託児班 89	こども政策課 9 幼児教育課 7 各幼稚園・こども園 73	健康福祉センター・各幼稚園・こども園	

※1 専門職（保健師・栄養士・社会福祉士）を除く。

※2 連絡員を差し引く前の人数

表 2－3 水防本部における事務分掌

部名	事 務 分 掌
統 制 部	(1) 対策本部の統制に関すること。 (2) 対策本部設置及び本部会議に関すること。 (3) 職員の動員及び配備・調整及び解除に関すること。 (4) 本部運営に関すること。 (5) 災害対策活動等の総括及び調整に関すること。 (6) 国・県・隣接市・警察・防災関係機関・自主防災会との連携に関すること。 (7) 災害情報・被害情報・道路情報・対応状況の収集及び集計・揭示・記録に関すること。 (8) 各班、県・隣接市・警察・防災関係機関・自主防・企業との情報収集・伝達・記録に関すること。 (9) 自衛隊派遣等の広域応援要請に関すること。 (10) 緊急輸送路の道路啓開順位決定に関し、本部会議へ上程すること。 (11) 職員の非常招集及び解除に関すること。 (12) 職員の動員及び配備・調整・安否確認に関すること。 (13) 自主防災会及び避難所からの必要物資等要請取りまとめに関すること。 (14) F U J I S A N の実施に関すること。 (15) 災害救助法の適用申請に関すること。 (16) 災害救助法書類の受付に関すること。 (17) 国民保護措置を行う職員等に対する特殊標章等の交付・使用許可等に関すること。 (18) 災害時等の公印管理に関すること。 (19) 災害時等の文書の收受・発送に関すること。 (20) 災害時等の職員の服務・健康管理・補償に関すること。 (21) 臨時雇用等、人員確保に関すること。 (22) 臨時議会及び議員への情報提供に関すること。 (23) 市役所事業継続計画実施に関すること。 (24) 職員及び対策活動協力者への給食、宿泊等に関すること。 (25) 運動公園でのヘリポート開設及び自衛隊・消防隊受入れに関すること。 (26) 災害派遣職員の受入、配置等に関すること。
情 報 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関すること。 (2) 住民（外国人を含む）に対する指示・要請及び情報等の受伝達・広報・記録に関すること。 (3) 災害情報・被害情報・道路情報・対応状況の収集及び集計・揭示・記録に関すること。 (4) 各班、県・隣接市・警察・防災関係機関・自主防・企業との情報収集・伝達・記録に関すること。 (5) 報道対応（記者発表含）、本部来訪者に関すること。 (6) 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 (7) 災害時等のコンピューター及び庁内情報システム等の復旧・運用に関すること。 (8) F U J I S A N の実施に関すること。 (9) 国民保護措置の状況及び災害写真・映像等の収集、整理に関すること。 (10) 共生に係る防災対策の実施に関すること。

部名	事 務 分 掌
	(11) 通訳の確保及び派遣に関すること。 (12) 観光客に関すること。 (13) 情報対策部における対応状況の記録に関すること。 (14) 情報対策部に所属する課の業務に係る活動に関すること。
救 護 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 救護所の設置及び応急救護に関すること。 (4) 福祉避難所の設置及び運営に関すること。 (5) 医薬品・衛生資機材の調達・供給に関すること。 (6) 医療機関との連絡調整に関すること。 (7) 日赤、その他福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 (8) 災害時等の民生・児童委員との連携に関すること。 (9) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (10) 障害のある人・高齢者世帯・介護保険対象者・訪問看護者・災害時要援護者等の援護対策に関すること。 (11) 義援金の取扱いに関すること。 (12) り災台帳の作成に関すること。 (13) パンデミック対策に関すること。 (14) 災害時等の妊産婦、新生児の保険医療対策に関すること。 (15) 被災者及び武力攻撃り災者の健康・栄養・衛生の管理・指導に関すること。 (16) 被災者及び武力攻撃り災者の心のケア・相談に関すること。 (17) 病院施設の安全措置に関すること。 (18) 外来、入院患者等の避難誘導及び安否確認に関すること。 (19) 救護者の受入れ及び治療に関すること。 (20) 重傷者搬送に関すること。 (21) 災害救助法の適用事務に関すること。 (22) 被災者生活再建支援法の適用申請及び事務に関すること。 (23) 生活福祉資金、災害弔慰金、災害障害者見舞金に関すること。 (24) 応急仮設住宅における入居者の選定及び入居者情報の管理に関すること。 (25) 被災児童・母子世帯の対策に関すること。(こども対策部連携) (26) 救護対策部における対応状況の記録に関すること。 (27) その他、救護対策部の活動及び救護病院としての運営に関すること。 (28) その他、各部の応援に関すること。
生 活 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 避難所及び受援施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 私立教育施設との連絡に関すること。 (5) 避難所の確保・開設及び運営補助に関すること。 (6) 土砂災害・台風等避難場所の開設及び避難者対応に関すること。(公共施設に限る) (7) 教科書・学用品の調達あっせん・支給に関すること。 (8) 避難者の把握及び名簿の作成に関すること。 (9) 避難所における必要物資等の調査及び配分に関すること。 (10) 教職員の安否確認及び応急教育の実施に関すること。 (11) 施設利用者の避難及び救護に関すること。 (12) 生徒、各種団体等の奉仕に関すること。 (13) 応急教育及び保育に関すること。

部名	事 務 分 掌
	(14) り災者に対する炊き出し、その他応急食料の配分に関する事 (15) ボランティアセンター設置に関する事。(西部地域センター) (16) ボランティア受援に關しての社会福祉協議会との連携に關する 事。 (17) 各学校災害対策本部との連絡調整に關する事。 (18) 生活対策部における対応状況の記録に關する事。 (19) 生活対策部に所属する課の業務に係る活動に關する事。 (20) 災害救助法の適用に係る事務に關する事。 (21) その他、各部の応援に關する事。
総 務 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に關する事。 (2) 管理施設の安全措置に關する事。 (3) 公有財産の被害調査及び応急対策に關する事。 (4) 来庁者の避難誘導等に關する事。 (5) 緊急輸送用車両の確保及び配車に關する事。 (6) 災害救助用自動車の借り上げに關する事。 (7) 被災調査及び被災証明に關する事。 (8) 災害等による税の減免に關する事。 (9) 災害対策の予算措置に關する事。 (10) 総務対策部における対応状況の記録に關する事。 (11) 総務対策部に所属する課の業務に係る活動に關する事。 (12) 災害時等の会計処理に關する事。 (13) 災害対策に必要な現金及び物品に關する事。 (14) 災害救助法の適用に係る事務に關する事。 (15) 災害時等の安否・行方不明者の公表リストに關する事。 (16) その他、各部の応援に關する事。
環 境 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に關する事。 (2) 管理施設の安全措置に關する事。 (3) 廃棄物処理施設及びし尿処理施設の被害調査及び応急対策に關 する事。 (4) 一般廃棄物、塵芥及びし尿の収集及び処理に關する事。 (5) 防疫に關する事。 (6) 遺体安置所の設置・運営に關する事。 (7) 遺体搬送に關する事。 (8) 遺体の火葬に關する事。 (9) 災害時等の埋火葬の手續等に關する事。 (10) 災害廃棄物・し尿処理体制に係る市民、事業者の協力に關する 事。 (11) 災害時等の放射性物質を含む大気汚染及び水質汚濁に係る監視に 關する事。 (12) 管路・配水池の被害状況の点検及び応急復旧に關する事。 (13) 飲料水・生活用水の確保、応急給水に關する事。 (14) 水質検査に關する事。 (15) 死亡獣畜の処理に關する事。 (16) 給排水施設及び下水道施設の修理、復旧に關する事。 (17) 水道施設及び下水道施設の被害調査に關する事。 (18) 水道工事及び下水道工事業者への協力要請に關する事。 (19) 災害廃棄物・し尿処理・応急給水の広域受援に關する事。 (20) 環境対策部における対応状況の記録に關する事。 (21) 災害救助法の適用に係る事務に關する事。 (22) 環境対策部に所属する課の業務に係る活動に關する事。

部名	事 務 分 掌
	(23) その他、各部の応援に関すること。
都 市 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 水防対策に関すること。 (3) 管理施設の安全措置に関すること。 (4) 道路（林道含む）、橋梁、河川、都市施設等の被害調査、警戒・監視、緊急処置及び応急復旧に関すること。 (5) 緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること。 (6) 仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関すること。 (7) 土地収用法に基づく非常災害の際の土地の使用に関すること (8) 土木復旧事業の統括、資材の確保等に関すること。 (9) 被災建物の応急危険度判定に関すること。 (10) 応急仮設住宅の設置・運用に関すること。 (11) 被災者及び武力攻撃り災者の応急住宅修理に関すること（災害時のみ災害救助法適用）。 (12) 公営住宅の応急修理に関すること。 (13) 災害で発生した障害物・がれき等の除去処理及び道路啓開に関すること。 (14) 土砂災害に関すること (15) 水門等の操作に関すること (16) 応急復旧部に所属する課の業務に係る活動に関すること。 (17) 建設及び建築業者への協力要請に関すること。 (18) 建物応急危険度判定士に関すること。 (19) 建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 (20) 住宅関係融資に関すること。 (21) 都市対策部における対応状況の記録に関すること。 (22) 災害救助法の適用に係る事務に関すること。 (23) その他、各部の応援に関すること。
物 資 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 排水機場の操作に関すること。 (4) 排水機場の管理・運営に関すること。 (5) 応急食料、応急飲料水及び応急物資の把握、調達、あっせん、配分に関すること。 (6) 協定業者の物資在庫量の確認に関すること。 (7) 生活必需品等の価格安定に関すること。 (8) 被災者及び武力攻撃り災者への食糧・生活必需品の給与に関すること。 (9) 義援物資の受付・管理に関すること。 (10) 中小企業の被災状況及び武力攻撃り災状況の取りまとめに関すること。 (11) 緊急輸送に関すること。 (12) 物資対策部に所属する課の業務に係る活動に関すること。 (13) 農業、水産業及び家畜の被害調査に関すること。 (14) 家畜の伝染病の予防防疫に関すること。 (15) 中小企業者及び農林漁家に対する被害調査に関すること。 (16) 災害救助法の適用に係る事務に関すること。 (17) その他、各部の応援に関すること。
こ ども 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 園児等の避難指導及び安否確認に関すること。

部名	事 務 分 掌
	(4) 保育所措置児童に関すること。 (5) 保育施設との連絡に関すること。 (6) 園児用品の調達あっせん・支給に関すること。 (7) 職員託児の支援に関すること。 (8) 被災児童・母子世帯の対策に関すること。(救護対策部連携) (9) こども対策部における対応状況の記録に関すること。 (10) こども対策部に所属する課の業務に係る活動に関すること。 (11) 災害救助法の適用に係る事務に関すること。 (12) その他、各部の応援に関すること。

【関係機関】

関 係 機 関 名	事 務 分 掌
消 防 本 部	(1) 消防職員の参集状況及び職員の安否確認に関すること。 (2) 被害情報収集に関すること。 (3) 負傷者の医療機関への搬送に関すること。(救護所搬送は除く) (4) 救出・救助・消火・災害対応に関すること。 (5) 遺体搬送の応援に関すること。 (6) 本部長への緊急消防援助隊応援要請に関すること。 (7) ヘリポートにおいてのヘリ離発着に関すること。 (8) 火災即報及び市内被害状況に関すること。 (9) 行方不明者の捜索に関すること。 (10) 警備部における対応状況の記録に関すること。 (11) 災害救助法の適用にかかる事務に関すること。 (12) その他、消防本部の活動に関すること。
消 防 団	(1) 消防団の参集状況及び団員の安否確認に関すること。 (2) 管轄区域の被害情報収集に関すること。 (3) 救出・救助・消火・災害対応に関すること。 (4) 行方不明者の捜索に関すること。 (5) その他、消防団の活動に関すること。

表 3－1 主要河川の概況

図面 番号	河 川 名	種 別	水系名	流 域 自 治 会 名	流路延長
1	笠子川	2級河川	都田川	市場、新所、川尻	3,020 m
2	坊瀬川	2級河川	都田川	坊瀬、市場	2,800 m
3	入出太田川	2級河川	都田川	南上の原、上の原、大森、神座、太田、入出	3,100 m
4	梅田川 (半尻川)	2級河川	梅田川	梅田、新所原、南上の原第3	1,320 m
5	境川	2級河川	梅田川	白須賀第4、第5、第6、南上の原第3	4,800 m
6	今川	2級河川	都田川	大知波、青平	3,730 m
7	笠子川	準用河川	都田川	白須賀第3、第4、市場	2,900 m
8	坊瀬川	準用河川	都田川	坊瀬、白須賀第3	1,100 m
9	境田川	準用河川	都田川	梅田、新所原、上の原	1,010 m
10	神座川	準用河川	都田川	神座、太田	2,000 m
11	早稲川	準用河川	都田川	太田、神座	2,500 m
12	大沢川	準用河川	梅田川	白須賀第3、第4、第5、第6	2,000 m
13	カン寺川	準用河川	都田川	大知波	1,300 m
14	古見川	準用河川	都田川	内山、あけぼの、古見、川尻	4,727 m
15	日の岡川	準用河川	都田川	市場、岡崎、新所	1,100 m
16	一の宮川	準用河川	都田川	市場、川尻	4,100 m
17	山口川	準用河川	都田川	山口	2,300 m
18	光頭川	準用河川	都田川	内山	1,327 m
19	大谷川	準用河川	都田川	内山、三ツ谷、郷南郷北	2,700 m
20	浜名川	準用河川	都田川	橋本、ベイリーフ、新居南、新居中央	3,950 m
21	浜名川支川	準用河川	都田川	住吉、柏原、新居南	1,600 m
22	州崎川	準用河川	都田川	新居中央	415 m
23	大正川	準用河川	都田川	郷南郷北、新居中央	1,630 m

湖西市地域防災計画資料編 < 2 2 - 3 湖西市所要河川水系図 > より

[illegible]

表 3-3 重要水防箇所一覧表

河川名	ランドマーク 及び地先名	左右 岸	延長(m)	重 要 度	注意を要 する理由	水防工法	位 置
入出太田川	小俣橋上流225m～ 小俣川合流点 湖西市大森地先	左 右	1,775	B	断面狭小	積土のう工	1.3K～ 3.1K

表 3-4 土石流危険渓流一覧表

湖西市地域防災計画資料編 < 4-1 土石流危険渓流 > より

(土木課)

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

河川名	渓流名	字	保全対象		流域面積 (km ²)	区分
			人家戸数	公共施設等		
都田川	横山沢	横山	42	0	0.02	I
都田川	大谷沢	横山	7	2	0.03	I
入出太田川	新所・岡崎・梅田入 会地沢A	梅田	152	3	0.05	I
入出太田川	神座沢B	太田	1	0	0.05	II
入出太田川	神座沢C	太田	0	0	0.11	III

土石流危険渓流等の定義（静岡県地域防災計画資料編より）

土石流の発生の危険があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたもの）を含めたものを「土石流危険渓流等」とした。

土石流危険渓流等は人家戸数により以下に区分する。

- ① 人家 5 戸以上等（5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設がある場合を含む）の渓流…（土石流危険渓流 I）
- ② 家 1 ～ 4 戸の渓流…（土石流危険渓流 II）

家は無いが、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流…（土石流危険渓流に準ずる渓流 III）

表 3-5 たん水注意箇所一覧表

位 置	河 川 名	たん水面積 (ha)
神座・大森地内	入出太田川	45.0

表 3-6 水防上重大な影響のある橋梁一覧表

河 川	橋 梁	形 状	位置	影響の内容	管理者
入出太田川	天竜浜名湖鉄道 小俣川橋（鋼製）	L=21.9m W=3.9m	大森	桁下高不足 断面小	天竜浜名湖鉄道

表 3—7 水防上注意を要する水門等一覧表

河 川	水門等の名称	種別	位置	形 状	連絡先
都田川水系 入出太田川	入出排水機場	鉄製 電動	内浦	H=2.25m W=3.80m 2連	産業振興課 (053)576- 1216
都田川水系 入出太田川	内浦排水樋門	鉄製 電動	入出	$\phi=1.00\text{m}$ $\phi=0.60\text{m}$ 2連	産業振興課 (053)576- 1216
都田川水系 日ノ岡川	日の岡排水機場	鉄製 電動	新所	$\phi=1.00\text{m}$ $\phi=1.00\text{m}$ 2連	産業振興課 (053)576- 1216
都田川水系 一ノ宮川、古見川	川尻排水樋門	鉄製 電動	吉美	H=2.80m W=6.00m 3連	産業振興課 (053)576- 1216
都田川水系 浜名川	新居排水機場	鉄製 電動	浜名	$\phi=1.20\text{m}$ $\phi=1.20\text{m}$ 2連	産業振興課 (053)576- 1216
都田川水系 浜名川	港町樋門	鉄製 電動	新居	H=2.80m W=5.00m 1連	産業振興課 (053)576- 1216

表 4—1 重要水防箇所に対する避難所等一覧表

湖西市地域防災計画資料編 < 4—6 重要水防箇所に対する避難所等一覧表 > より

(危機管理課・教育総務課)

避難所	所在地	電話番号	対象地区	運動場面積	建物延面積	室数	収容人数
湖西 中学校	太田 135	053- 578- 0033	神座 太田 入出 青平	13,733m ²	校舎鉄筋 6,025m ² 体育館鉄骨 1,768m ² 武道場鉄骨 631m ²	34	1,403人

表 6－1 水防倉庫及び水防用資機材備蓄一覧表

湖西市地域防災計画資料編 < 6－3 水防資機材備蓄一覧表 > より

(危機管理課)

(令和 4 年 1 月現在)

河川海岸		都田川	都田川	都田川
水防倉庫	名称	湖西市役所 (防災センター)	湖西市役所 (新居防災倉庫)	笠子 (廃棄物処理場)
	面積㎡	80.00	13.20	79.20
位置	大字	吉美	新居町新居	白須賀
資材	杭木 (本)		80	100
	空俵 (枚)	8,000	3,000	
	縄 (kg)			
	鉄線 (kg)			
	蛇籠 (本)			
	筵 (枚)			
機器材	蛸木 (丁)			
	掛矢 (丁)	11	3	10
	担架 (本)	2		
	ショベル (丁)	37	7	20
	つるはし (丁)	16	5	
	鋸 (丁)	14	2	
	斧 (丁)			
	ペンチ (丁)	5	3	
	鎌 (丁)		2	
	ジョレン (丁)			
	照明具 (灯)	12		
	救命綱 (本)	23		
	石簀 (ヶ)	9		

表 7 - 1 水防時における通信連絡基本系統図

湖西市地域防災計画風水害対策編 < 第 3 章 災害応急対策計画 第 7 節 通信連絡 >
より抜粋

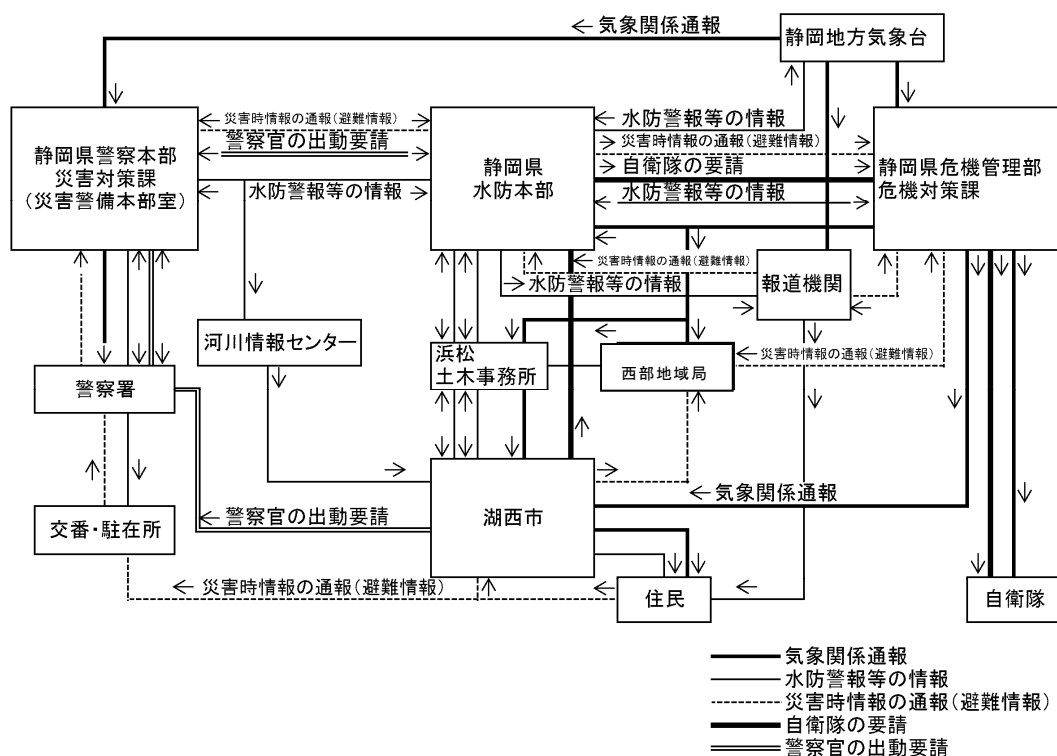


表 7 - 2 水防関係機関の電話一覧表

湖西市地域防災計画風水害対策編 < 第 3 章 災害応急対策計画 第 7 節 通信連絡 >
より抜粋

名称	電話番号	F A X
市消防本部	053-574-0119	053-574-0215
県警察本部 災害対策課	054-271-0110 (内線 4908)	054-255-0391
県浜松土木事務所	053-458-7268	053-458-7194
県水防本部	054-221-3259	054-221-3260
県西部地域局	0538-37-2204	0538-37-3678
県危機管理部 危機対策課	054-221-2072	054-221-3252
静岡地方気象台	054-282-3833	054-283-6922
湖西警察署	053-574-0110	
鷺津駅前交番	053-575-0020	
新所原駅前交番	053-578-0034	
知波田交番	053-578-2439	
白須賀交番	053-579-0019	
新居町交番	053-594-0011	

表 7-3 湖西市防災行政無線一覧表

湖西市地域防災計画資料編 < 8-2 湖西市防災行政無線固定系一覧表 > 及び < 8-3 湖西市防災行政無線移動系一覧表 > より

(危機管理課)

(令和 6 年 1 月現在)

【固定系】

湖西市防災行政無線固定系総括表			
(1) 親局	1局		
(2) 中継局	1局		
(3) 子局	ホーンアレイ	ホーンアレイ 以外	小計
デジタル 60.920MHz・63.665MHz	11局 (22基)	152局	163局

(1) 親局

呼出内名称	区分	空中線 電力	周波数	設置場所	遠隔制御装置
こうほうこさい	デジタル(D1)	1W	60.920MHz	湖西市役所	湖西市消防本部

(2) 中継局

呼出内名称	区分	空中線 電力	周波数	設置場所	遠隔制御装置
こうほうこさいしらすか	デジタル(D2)	0.1W	63.665MHz	白須賀中継所	湖西市消防本部

(3) 子局 (デジタル D1=60.920MHz D2=63.665MHz)

①ホーンアレイ

番号	区分	所在地	設置場所	設置 基数	備考
K01	D1	吉美3268	湖西市役所	1基	
K02	D2	白須賀5030	白須賀小学校	2基	
K03	D1	鷺津670	鷺津小学校	2基	
K04	D1	鷺津2837	表鷺津防災センター	1基	
K05	D1	大知波1144	知波田小学校	2基	
K06	D1	駅南2-4-1	西部地域センター	3基	
K07	D1	内浦316	入出排水機場	3基	
A01	D2	新居町新居612-2	新居保育園	2基	
A02	D2	新居町浜名2800	新居浄化センター	2基	
A03	D2	新居町新居519-1	新居地域センター	3基	
A04		新居町新居1181	新居中学校	1基	

計11局 22基

②ホーンアレイ以外

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
K08	D1	川尻	吉美3155-2-1	飯田昌男所有山		
K09	D2	白須賀第1	白須賀5852-2	新町公会堂		
K10	D2	白須賀第2	白須賀5451	神明神社境内		
K11	D2	白須賀第2	白須賀849-4	旧ホテル「ラ・コスタ」西		
K12	D1	白須賀第4	白須賀3898-10	白須賀連絡所		
K13	D1	白須賀第5	白須賀2680-1	西長谷公会堂		
K14	D1	白須賀第5	白須賀2940-1	増田哲雄所有畑		
K15	D1	鷺津	鷺津2267-1	市立湖西病院南		
K16	D1	白須賀第4	白須賀3705-1	西町公会堂		
K17	D1	古見	古見415	本寿寺		
K18	D1	白須賀第5	白須賀3055	長谷西町公会堂		
K19	D1	鷺津	鷺津889	谷上池横		
K20	D1	川尻	吉美2918-1	職業訓練センター		
K21	D1	白須賀第3	白須賀4815-1	旧白須賀幼稚園		
K22	D1	鷺津	鷺津1163-1	旧鷺津保育園		
K23	D1	白須賀第3	白須賀985-1	白須賀中学校プール横		
K24	D1	白須賀第2	白須賀5665-9	第3分団詰所		
K25	D1	川尻	吉美2431-3	市道川尻西2号線法面		
K26	D1	白須賀第5	白須賀3465-124	湖西市衛生プラント		
K27	D1	白須賀第5	白須賀1753-7	鈴木康幸所有山林		
K28	D1	鷺津	鷺津2805	(株)三晃製作所		
K29	D1	白須賀第1	白須賀858-11	なめしでんがく南		
K30	D1	白須賀第2	白須賀858-13	プレマリン湖西		
K31	D1	白須賀第2	白須賀858-78	滝本モータース南西		
K32	D1	白須賀第2	白須賀858-1	汐見坂神明神社南		
K33	D1	表鷺津	鷺津3132	表鷺津3号緑地		
K34	D1	表鷺津	鷺津1822-18	表鷺津公園		
K35	D1	表鷺津	鷺津1544-72	ビレッジハウス鷺津横公園		
K36	D1	表鷺津	鷺津2466-9	ザ・ビッグ湖西店西		
K37	D1	表鷺津	鷺津2773	大畑公園		
K38	D1	南上の原	岡崎1129-2	南上の原集会所		
K39	D1	白須賀第4	白須賀3985-80	笠子公会堂		
K40	D1	坊瀬	坊瀬161-1	坊瀬公会堂		
K41	D1	市場	吉美3454	東笠子緑地公園		
K42	D1	白須賀第3	白須賀6237	笠子流通南		
K43	D1	白須賀第3	白須賀6149	東笠子南公園		
K44	D1	坊瀬	坊瀬800	東笠子中央公園		
K45	D1	白須賀第4	白須賀4520	スズキ(株)湖西工場		
K46	D1	白須賀第6	境川178	民有地内		
K47	D1	白須賀第6	境宿395-75	堤下第1公園		
K48	D1	白須賀第6	白須賀3985-1961	笠子廃棄物処理場		
K49	D1	鷺津	鷺津1247-1	横須賀神社境内		
K50	D1	河美	鷺津393-4	伊奈義夫宅東		
K51	D1	河美	鷺津155-3	八幡諏訪神社境内		
K52	D1	鷺津	鷺津1038-1	ふれあい交流館		
K53	D1	鷺津	鷺津696-1	鷺津中学校		
K54	D1	梅田	梅田128-3地先	梅田公園		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
K55	D1	古見	古見857	古見公会堂		
K56	D1	市場	吉美1600	熱田神社境内		
K57	D1	山口	山口113-2	山口公会堂		
K58	D1	市場	吉美1816-14	一の宮公会堂		
K59	D1	新所	新所6079-3	新所区民広場		
K60	D1	新所	新所3819	JA選果場南		
K61	D1	新所	岡崎2191-45	月見ヶ丘団地		
K62	D1	新所原	梅田810-1	旧新所原集会所		
K63	D1	南上の原	入会地12-37	市営上の原第3住宅		
K64	D1	南上の原	岡崎1279-2, 7	新所原南配水池		
K65	D1	大知波	大知波198-1	里見宅前電話ボックス横		
K66	D1	上の原	新所5808-8	大東板金南		
K67	D1	岡崎	岡崎1615-2	デイサービスひなたぼっこ北		
K68	D1	大森	入会地19-6	岡崎中学校進入路(ワッフル クレープはっち北)		
K69	D1	大森	新所5430-2	大森公会堂		
K70	D1	南上の原	入会地15-116	南上の原北集会場(喫茶みず しま西)		
K71	D1	入出	入出1799-1	はつらつセンター		
K72	D1	入出	入出934-2	正太寺より南西300m付近		
K73	D1	入出	新所1551-1	親協製作所		
K74	D1	入出	入出82-6	入出北部グランド北		
K75	D1	太田	太田173-3	太田公会堂前		
K76	D1	神座	神座118-3	神座公会堂		
K77	D1	青平	大知波503	知波田幼稚園		
K78	D1	利木	利木164-1	利木集会所		
K79	D1	横山	横山112-4	横山公会堂		
K80	D1	太田	太田1263	中尾平集会場より東へ400m 付近		
K81	D1	新所	新所2-1	女河八幡宮		
K82	D1	上の原	入会地19-17	岡崎小学校		
K83	D1	太田	太田633-142	コサイ化学工業北		
K84	D1	可美	古見1015-6	河原南集会場		
K85	D1	大知波	大知波314-20	市地公園		
K86	D1	梅田	梅田72-3	ミシ&パックエース東海北		
K87	D1	上ノ原	岡崎693-2	藤ヶ池北公園隣		
K88	D1	新所	吉美948-30	梶田公園		
K89	D1	市場	吉美3296-9	運動公園野球場横		
K90	D1	新所原	梅田792-25	新所原児童公園広場		
K91	D1	南上の原	岡崎1009-1	上ノ原中集会所		
K92	D1	新所	新所2527	西部会館北		
K93	D1	太田	太田159-2	湖西中学校グラウンド`東		
K94	D1	大知波	大知波730-3	大神山八幡宮境内		
K95	D1	横山	横山218-1	こでまりの館公衆トイレ横		
K96	D1	入出	入出380-2	しらゆりこども園南		
K97	D1	大森	新所5665-3	プライムアースEVエナジー`東		
K98	D1	南上の原	岡崎1116-77	旧ソニ-駐車場		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
K99	D1	新所	新所705-2	東小学校		
K100	D1	川尻	吉美959-1	五田多目的運動広場		
K101	D1	市場	吉美546	市場西集会所南		
K102	D1	市場	山口630-30	一ノ宮公園		
K103	D1	古見	古見731-1	大沢公園		
K104	D1	利木	利木422-1	藤田静雄所有畑		
K105	D1	太田	太田393-14	旧花の山住宅敷地		
K106	D1	神座	神座10-3	大代交差点西		
K107	D1	梅田	梅田933-1	鈴木保所有畑		
K108	D1	岡崎	岡崎1430-1	藤が池跨線橋北		
K109	D1	神座	神座522-2	県道太田中原線道路敷		
K110	D1	梅田	梅田390	デンソー湖西製作所敷地内		
K111	D1	南上の原	境宿555-1	G Sユアサ所有地		
K112	D1	可美	鷺津2511-5	旧シルバー人材センター敷地		
K113	D1	上ノ原	入会地19-153地先	岡崎中学校北門		
K114	D1	横山	横山42-1	国道301号沿い		
A05	D1	あけぼの	新居町中之郷3885	あけぼの公民館		
A06	D1	あけぼの	新居町中之郷2274-1	清源坂		
A07	D1	あけぼの	新居町中之郷4083	あけぼの工業団地		
A08	D1	三ツ谷	新居町中之郷1358-2	三ツ谷		
A09	D1	三ツ谷	新居町中之郷1066-63	さつき苑		
A10	D1	三ツ谷	新居町中之郷1829-4	三ツ谷水源地		
A11	D1	郷南郷北	新居町中之郷421-2	郷北		
A12	D1	郷南郷北	新居町中之郷323	二宮神社		
A13	D1	郷南郷北	新居町中之郷227	市営殿ヶ谷住宅		
A14	D1	郷南郷北	新居町中之郷3615-6	新居交番北側		
A15	D1	郷南郷北	新居町中之郷932-1	中之郷浄水場		
A16	D1	内山	新居町内山103	普門寺		
A17	D1	内山	新居町内山366-145	八幡台		
A18	D1	内山	新居町内山902-6	内山西		
A19	D1	橋本	新居町浜名3288-7	表浜西		★海岸向け
A20	D1	橋本	新居町浜名3370-6	新切		
A21	D2	西浜名	新居町浜名3463-3	松山公民館		
A22	D2	新居南	新居町新居弁天無番地	海釣公園		★海岸向け
A23	D1	新居南	新居町新居3288-98	新居弁天公民館		★海岸向け含む
A24	D1	新居南	新居町新居2307-14	新居弁天北		
A25	D1	新居南	新居町新居3405-27	ヤマハ南		★海岸向け含む
A26	D1	住吉	新居町新居3288-2	表浜東		★海岸向け
A27	D1	新居中央	新居町新居1379	中町かきこや		
A28	D1	新居中央	新居町新居1736	西町思案橋		
A29	D1	新居中央	新居町新居1758-3	上田町公民館		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
A30	D1	新居中央	新居町新居3450-1	旧浜松土木事務所新居駐在所東		★海岸向け
A31	D1	新居中央	新居町新居3380-8	向島商工会西		
A32	D1	柏原	新居町浜名4227	柏原		
A33	D1	新居中央	新居町新居3389-1	新弁天		
A34	D1	郷南郷北	新居町中之郷3727-9	競艇場		★海岸向け
A35	D1	新居南	新居町新居2895-26	ひばりヶ丘遊園地		
A36	D2	新居中央	新居町新居3380-458	向島公民館		
A37	D2	新居中央	新居町内山2028-3地先	新居高校北		
A38	D1	新居中央	新居町新居3357-6	船町中央遊園地		
A39	D1	新居中央	新居町新居1241	関所前		
A40	D1	新居中央	新居町新居1314	泉町公民館		
A41	D1	新居中央	新居町新居1010	中田町公民館		
A42	D1	橋本	新居町浜名1463-1	高師山公民館		
A43	D1	住吉	新居町新居3033-5	住吉公民館		
A44	D1	住吉	新居町新居2650-1	ビレッジハウス新居北		
A45	D1	橋本	新居町浜名3946-4	日ヶ崎南		
A46	D1	新居南	新居町新弁天無番地	新弁天西		
A47	D1	西浜名	新居町浜名4343	渚遊歩道		★海岸向け
A48	D1	柏原ベイリーフ	新居町新居250-11	水門橋東		
A49	D1	柏原ベイリーフ	新居町新居248-78	文化公園北		

計152局

【移動系】

(1) 固定局

呼出名称	空中線電力	周波数	設置場所
ぎょうせいこさい	0.1W	407.250MHz	防災センター
遠隔制御装置	環境課、水道課、水道課倉庫、土木課、危機管理課、防災センター2台		
こさいしらすか	0.1W	407.250MHz	白須賀無線中継局

(2) 基地局

呼出名称	空中線電力	周波数	設置場所
ぎょうせいこさいしらすか	2W	466.200MHz	白須賀無線中継局

(3) 陸上移動局 周波数 466.200MHz

呼出名称	使用課	型式	空中線電力	搭載車種
こさい 7	水道課	車載型	5W	スズキエブリ 41さ3637
〃 8	水道課	〃	〃	トヨタワゴン 45た3904
〃 9	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 10	危機管理課	〃	〃	防災センター

呼出名称	使用課	型式	空中線電力	搭載車種
〃 12	水道課	〃	〃	キャリア（ダンプ） 41さ3963
〃 13	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 14	土木課	〃	〃	ヒノダンプ 400な623
〃 15	建築住宅課	〃	〃	スズキエブリ 480㍑3426
〃 16	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 17	土木課	〃	〃	スズキエブリ 41す3028
〃 18	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 19	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 20	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 21	学校教育課	〃	〃	スズキエブリ 480こ6916
〃 22	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 23	環境課	〃	〃	アケイダンプ 480㍑6569
〃 24	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 25	水道課	〃	〃	イズメル 100さ 15
〃 26	危機管理課	携帯		防災センター
〃 27	危機管理課	〃		〃
〃 28	危機管理課	〃		〃
〃 29	危機管理課	〃		〃
〃 30	危機管理課	〃		〃
〃 31	水道課	車載型	〃	エスクート 800す2019
〃 32	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 33	危機管理課	可搬局	〃	防災センター
こさい 34	危機管理課	可搬局		防災センター
〃 35	危機管理課	車載型		防災センター
〃 36	水道課	〃	5W	日野タノ車 88ろ5675
〃 37	図書館	〃	〃	スズキエブリ 41さ3553
〃 38	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 39	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 40	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 41	廃棄物対策課	可搬局	〃	笠子廃棄物処理場
〃 42	土木課	車載型	〃	トヨタダンプ 100す4934
〃 43	土木課	〃	〃	ヒノダンプ 100せ6186
〃 201	危機管理課	可搬局	〃	防災センター

表 7－4 湖西市消防無線局一覧表

湖西市地域防災計画資料編 < 8－5 湖西市消防無線一覧表 > より

（消防本部/危機管理課）

（令和 6 年 1 月現在）

消防無線総括表	
（１） 基地局 （デジタル）	2 局
（２） 陸上移動局 （デジタル）	42局
（３） 陸上移動局 （アナログ400MHz）	10局

(1) 基地局 (デジタル)

呼出名称	空中線電力	設置場所
こさいしょうぼう	10W	消防本部
しょうぼうこさいしらすか	1 W	白須賀 中継局

2 局

(2) 陸上移動局 (デジタル)

常置場所	呼出名称	空中線電力	型式	積載車
消防本部・ 消防署 (本署)	こさい1	5 W	車載	湖西1号車 (化学車)
〃	こさい2	〃	〃	湖西2号車 (本署タンク車)
〃	こさい3	〃	〃	湖西3号車 (大型水槽車)
〃	こさい41	〃	〃	湖西41号車 (救助工作車)
〃	こさい52	〃	〃	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさい61	〃	〃	湖西61号車 (査察車)
〃	こさい71	〃	〃	湖西71号車 (支援車)
〃	こさい72	〃	〃	湖西72号車 (資材運搬車)
〃	きゅうきゅうこさい1	〃	〃	救急湖西1号車
〃	きゅうきゅうこさい2	〃	〃	救急湖西2号車
〃	きゅうきゅうこさい3	〃	〃	救急湖西3号車
〃	こさいみなみ61	〃	〃	湖西南61号車 (連絡車)
〃	こさい101	2 W	携帯	湖西1号車 (化学車)
〃	こさい102	〃	〃	湖西2号車 (本署タンク車)
〃	こさい103	〃	〃	湖西3号車 (水槽車)
〃	こさい141	〃	〃	湖西41号車 (救助工作車)
〃	こさい152	〃	〃	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさい153	〃	〃	〃
〃	こさい171	〃	〃	湖西71号車 (支援車)
〃	こさい201	〃	〃	救急湖西1号車
〃	こさい202	〃	〃	救急湖西2号車
〃	こさい203	〃	〃	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさいみなみ161	〃	〃	通信指令室 (予備)
〃	こさい252	5 W	可搬	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさい210	〃	〃	本署事務所
〃	こさい119	〃	卓上	通信指令室
消防署 (南分署)	こさいみなみ1	〃	車載	湖西南1号車 (南分署タンク車)
〃	こさいみなみ2	〃	〃	湖西南2号車 (南分署ポンプ車)
〃	こさい31	〃	〃	湖西31号車 (梯子車)
〃	きゅうきゅうこさい みなみ1	〃	〃	救急湖西南1号車
〃	こさいみなみ101	2 W	携帯	湖西南1号車 (南分署タンク車)
〃	こさいみなみ102	〃	〃	湖西南2号車 (南分署ポンプ車)

常置場所	呼出名称	空中線電力	型式	積載車
〃	こさい131	〃	〃	湖西31号車（梯子車）
〃	こさいみなみ201	〃	〃	救急湖西南1号車
〃	こさいみなみ210	5 W	可搬	南分署(事務所)
消防署 (西分署)	こさいにし1	〃	車載	湖西西 1 号車（西分署タンク車）
〃	きゅうきゅうこさい にし1	〃	〃	救急湖西西1号車
〃	こさいにし101	2 W	携帯	湖西西 1 号車（西分署タンク車）
〃	こさいにし201	〃	〃	救急湖西西1号車
〃	こさいにし210	5 W	可搬	西分署(事務所)
消防総務課 (消防団係)	こさい181	2 W	携帯	消防総務課（事務所）
〃	こさい182	〃	〃	〃

42局

（３） 陸上移動局（アナログ400MHz）

常置場所	呼出名称	空中線電力	型式	積載車
消防本部・ 消防署（本署）	こさい401	1 W	携帯	湖西52号車（指揮車）
〃	こさい402	〃	〃	〃
〃	こさい403	〃	〃	〃
〃	こさい404	〃	〃	〃
〃	こさい405	〃	〃	〃
〃	こさい406	〃	〃	〃
〃	こさい407	〃	〃	〃
〃	こさい408	〃	〃	〃
〃	こさい409	〃	〃	〃
〃	こさい410	〃	〃	〃

10 局

表 8－1 静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準

湖西市地域防災計画資料編 < 5－1 気象注意報、警報等の種類及び発表基準 > より

(危機管理課)

(静岡県地方気象台 湖西市)

注意報・警報等の種類		基準値	
気象注意報	風雪	平均風速	陸上：12m/s以上、雪を伴う 海上：15m/s以上、雪を伴う
	強風	平均風速	陸上：12m/s以上 海上：15m/s以上
	大雨	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	77
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	濃霧	視程	陸地：100m
			海上：500m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	最小湿度30%で実効湿度50%	
	なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上であった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	着氷（雪）	著しい着氷（雪）が予想される場合	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	低温	冬期：最低気温－4℃以下	
	高潮	潮位	1.1m
	波浪	有義波高	3.0m
洪水	流域雨量指数基準	入出太田川流域＝6.1， 笠子川流域＝6.3	
	複合基準 ^{*1}	－	
	指定河川洪水予報による基準	－	
気象警報	暴風	平均風速	陸上：20m/s 海上：25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s以上、雪を伴う 海上：25m/s以上、雪を伴う
	大雨 （浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	22
		土壌雨量指数基準	132
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	高潮	潮位	1.5m
	波浪	有義波高	6.0m
	洪水	流域雨量指数基準	入出太田川流域＝7.7， 笠子川流域＝7.9
		複合基準 ^{*1}	－
		指定河川洪水予報による基準	－
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm以上

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

表 8－2 気象等の注意報及び警報伝達系統図

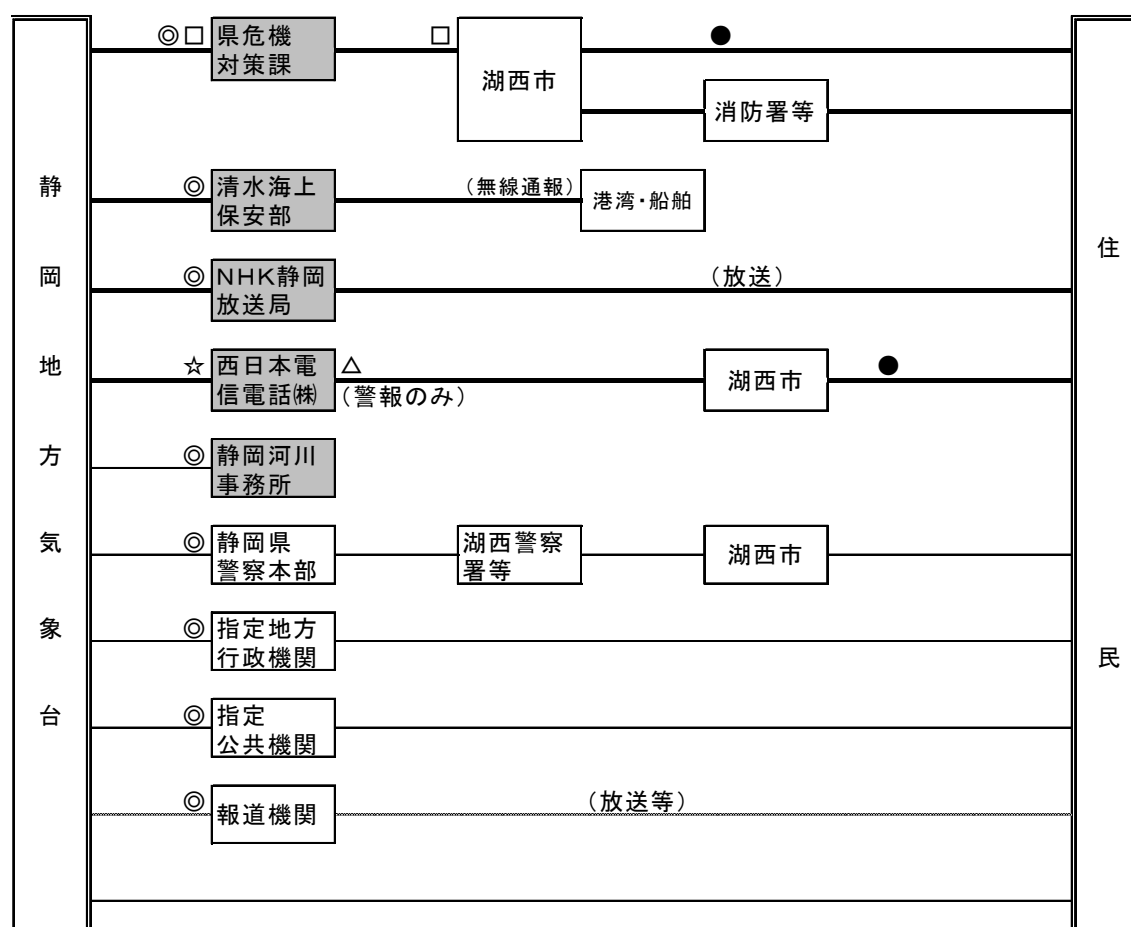


表 8－3 津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

湖西市地域防災計画津波対策編 <第5章 災害応急対策 第2節 情報活動>より抜粋

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進すること

を目的とする。

詳細については、「共通対策編 第3章 第4節 通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁本庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的な表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁本庁



第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ①津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ②津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ①津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ①津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ②場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ①津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ②津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき (津波に関する他の情報も含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

表 8－4 津波予報等の伝達系統図

湖西市地域防災計画津波対策編 <第5章 災害応急対策 第2節 情報活動>より抜粋

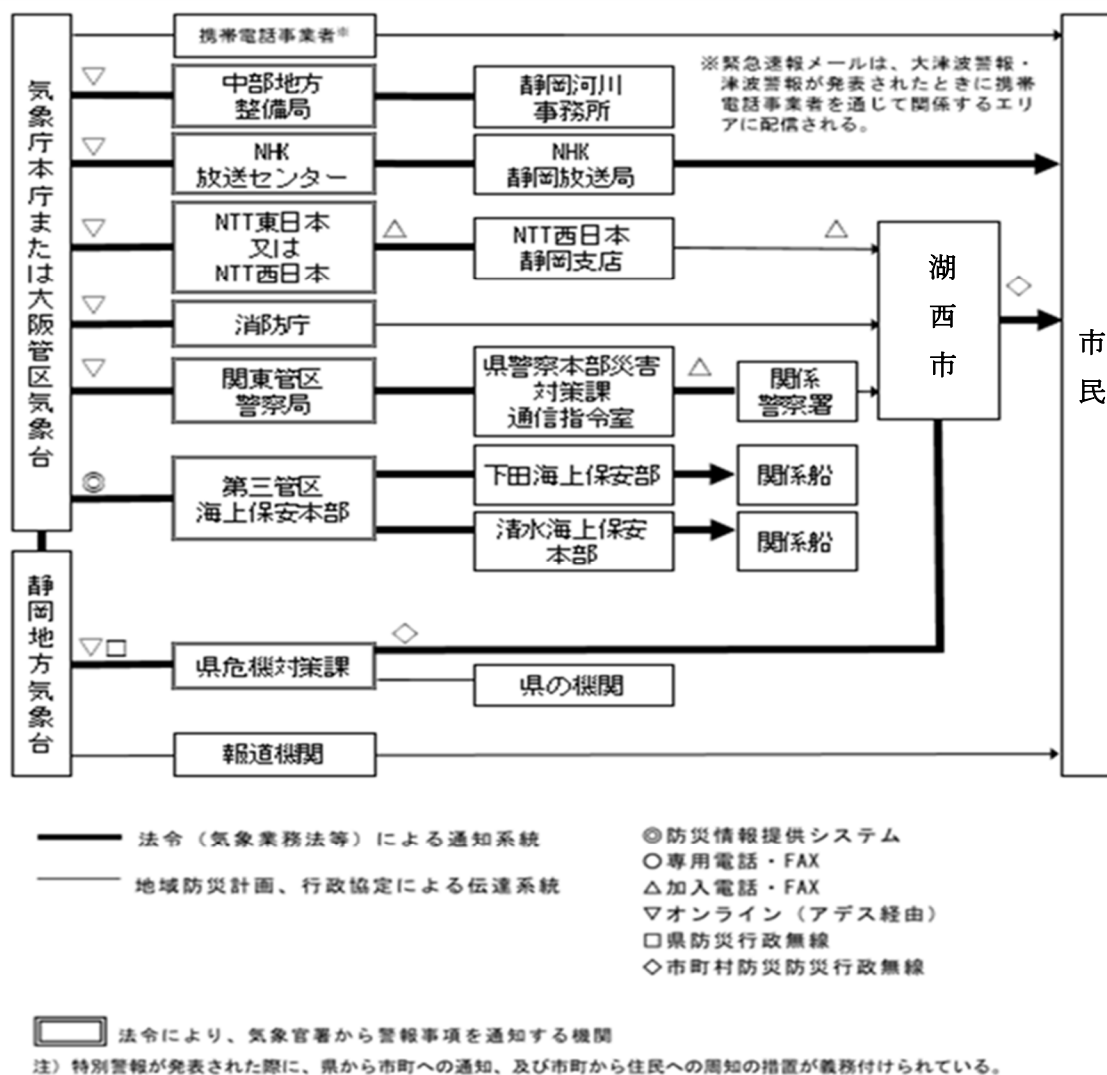


表 8－5 津波注意報及び警報標識

湖西市地域防災計画津波対策編 <第5章 災害応急対策 第2節 情報活動>より抜粋

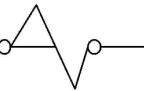
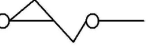
津波注意報標識			津波警報標識		
標識の種類	標識		標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音		鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。					

表 9－1 消防団に対する非常配備基準

配備区分	配備基準	配備体制
待機	１．水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情報を把握することに努め、また、団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におく
	２．河川の水位が水防団待機水位に達したとき	
準備	１．河川の水位がはん濫注意水位に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき	消防団の団長及び団員は、所定の詰所に集合し、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
	２．気象状況等により高潮及び津波の危険が予知されるとき	
出動	１．河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく
	２．潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき	
解除	水防本部長または水防管理者より、解除の指令をしたとき	

水防上の注意事項

1. 消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
2. 作業中は、終始敢闘精神を持って上司の命に従い、団体行動をとらねなければならない。
3. 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「^{いっすい}溢水」「破堤」等の創造による言

語を用いてはならない。

4. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び身長を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。
5. 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のときまたは、その前後である。しかし法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。
6. 水防解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
7. 使用した資機材は、手入れをして所定の位置に設備する。

表 9－2 水防信号及び水防標識

1. 水防信号

湖西市地域防災計画資料編 < 6－2 水防信号 > より

「水防法」第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次のとおりである。

ア 信号は、適當の時間継続する。

イ 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

ウ 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

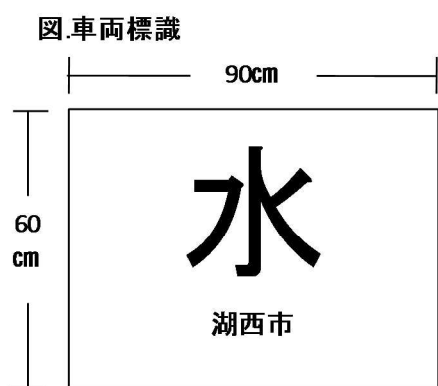
区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○—○—○—○—○—○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第四信号	必要と認める区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休止 ○— 休止
注 意	(ア) 信号は、適切な時間継続すること (イ) 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない (ウ) 危険が去ったときは、口答伝達により周知させる		

2. 水防標識

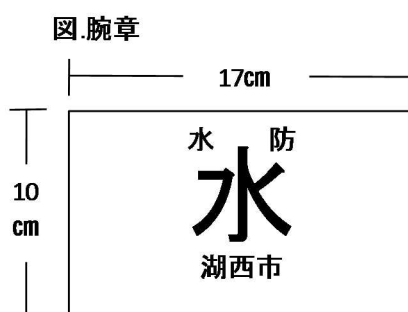
水防標識はつぎのとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、標識を用うるものとする。

水防のため、現場に赴く職員は腕章を装着するものとする。



水は赤色、外は白色
車載標識の寸法については、任意とする



水は赤色、外は白色



水は赤色、外は白色
形状については、
適宜とする

表 1 1 - 1 水防管理団体水防活動実施報告書

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 作成責任者

出水の概要		川 警戒水位 m 雨量 mm															
水防実施箇所		川 左岸 地先 m 右岸															
日時	自 至 月 日 時 時	工法 箇所 m								人件物件費 所要経費		管理団体	県支給分	その他	計		
											手当	円	円	円	円		
											その他	円	円	円	円		
											計	円	円	円	円		
出動人員	水防団員 消防団員 その他 合計 人 人 人 人										使用材料	資材費	円	円	円	円	
												機材費	円	円	円	円	
水防作業の概要及び工法												使用材料	雑費	円	円	円	円
													計	円	円	円	円
													公費負担	円	円	円	円
													合計	円	円	円	円
水防の結果		堤防 田 畑 家 鉄道 道路 人口 その他 ㎡ ㎡ ㎡ 戸 m m 人		使用材料	かます・俵	枚	枚	枚	枚								
					万年・土俵	枚	枚	枚	枚								
	効果					使用材料	なわ	kg	kg	kg			kg				
							丸太	本	本	本			本				
	被害						使用材料	その他									
								県の応援状況									
水防団員消防団員の出動状況									立ち退き状況及びそれを指示した理由								
その他の出動状況									水防関係者の死傷								
居住者の出動状況									水防功労者の氏名年齢所属及び功績概要								
雨量水位の状況																	
公費負担内容									水防活動に関する反省点								
他団体の応援状況																	
警察官の応援状況									備考								

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 はん濫箇所図(1/5000以上)を添付し、はん濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及びはん濫箇所図(1/5000以上)を添付して水防区長(土木事務所長)に3部提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数にみ記入すること。